戦争法阻止へ 力合わせ

「海外で戦争のできる国」にする「戦争法案」を阻止しようと5月12日、東京都内で「許すな！戦争法案」集会が開かれ2800人が参加。「戦争させない」「9条壊すな」と怒りのコールを響かせる全商連の仲間たち

若者を戦場に送るわけにはいきません

■ 自衛隊が活動できる場所

これまで（テロ特措法、イラク特措法）

「現に戦闘行為が行われておらず、**かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる**……地域」（第2条）

↓「歯止め」を外し「戦闘地域」で活動

政府提出法案（重要影響事態法案、国際平和支援法案）

「**現に戦闘行為が行われている現場**では実施しないものとする。ただし、……捜索救助活動については、この限りではない」（第2条）

■ イラクへ陸自部隊が携行した武器

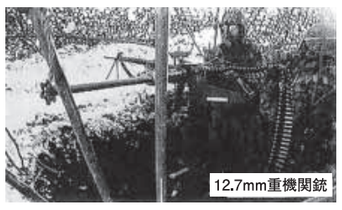

■ アフガニスタン/イラク戦争の派兵経験自衛官の自殺者数

派兵先・部隊		派兵期間	自殺者数	のべ派兵数	割合
インド洋	海	2001～07、08～10年	25人	約1万3300人	532人に1人
イラク	陸	2004～06年	21人	約5600人	267人に1人
	空	2003～09年	8人	約3630人	454人に1人
自衛官自殺者数（2013年度）			76人	—	2970人に1人
全国の自殺者数（2014年）			2万5427人	—	5000人に1人

※5月27日の衆院安保法制特別委員会での日本共産党・志位和夫委員長の質問資料を基に作成

Q&A 戦争法案ってなに

「戦争する国」づくりに突き進む安倍政権は5月26日、衆議院の本会議で「戦争法」（安保法制一括法）案の趣旨説明を行い、今国会での成立を狙っています。歴代内閣が、憲法の下で許されないとしてきた集団的自衛権の行使を容認し、自衛隊を海外で戦争できる軍隊にしようとしています。その先にあるのは憲法改悪の道です。戦争法案はどんな内容か、成立させようとする狙いや背景は何か、自由法曹団常任幹事の田中隆弁護士に聞きました。（この解説は本紙4月27日号に掲載されたものに加筆したものです）

自由法曹団常任幹事　弁護士　**田中　隆**さんに聞く

戦争法案の背景は

軍事力行使のため

中国の台頭と米国の地位の相対的低下で、この間、日本をめぐる安全保障（軍事・外交）の環境が大きく変わりました。

それを背景に、安全保障の全面的な再編が進んできました。平和憲法の下で日本が戦後歩んできた「平和国家」の道を捨てて、軍事力を行使する「積極的平和主義」の道に突き進むものです。

2013年には秘密保護法が強行され、司令塔となる国家安全保障会議を設置。日本の軍事力拡大と日米軍事同盟の強化を基本にした国家安全保障戦略（NSS）が初めてつくられたのです。

法整備の狙いは

明文改憲の下準備

戦争法案（安保法制一括法案）は軍事力をうりんする立法です。戦争法案で憲法の平和原則を根底から破壊した上、「既成事実に合わせるための明文改憲」というのが、政府・自民党の戦略です。

どんな態勢をめざすか

海外で戦争する

軍事的には、陸海空三つの自衛隊を一体で機動的に運用し、米国が侵略戦争を始めた時に、迅速に出動できるような態勢づくりです。

海兵隊の役割を果たす水陸両用団、いつでも派遣できる機動旅団、ヘリ空母のような護衛艦などの配備を進めようとしています。

経済・外交では、「武器輸出三原則」から武器輸出を原則にします。

「防衛装備移転三原則」に切り替えて武器の開発や輸出を積極的に打ち出しています。

新しいODA大綱では、開発途上国の援助を、人道目的ではなく日本の安全保障のための戦略と位置づけています。

安全保障はどうなる

直ちに戦闘行為に

戦争法案を「ポンチ絵」（風刺を込めたヤマアラシが、すべてのトゲを目いっぱいに振り立てた姿」ということでしょうか。

そのトゲの一つに刺激が走れば、直ちに発砲となって戦闘行為が開始される。どのトゲで開始されても「切れ目のない対応」によって簡単に武力行使＝戦争が拡大する。

そして、その戦争は常に米国や米国の同盟国の共同作戦となり、なし崩しに集団的自衛権行使に発展する―。これが戦争法案の下での日本の〝安全保障〟の姿になると思います。

武力攻撃事態法や自衛隊法などいくつもの現行法「改正」を一つの法案（下表）にして国会に提出しました。

まず、戦争法案は「三つのチャンネル」で自衛隊の海外派兵を可能にします。

一つは周辺事態法です。「周辺」という地理的限定を外して、「日本の平和および安全に重要な影響を与える事態」（重要影響事態）と、発動を世界に拡大しました。「重要影響事態」と認定されれば世界のどこにでも派兵でき、しかも米軍以外の軍隊にも弾薬の補給を含む支援活動ができるようになります。

二つ目は、新設される「海外派兵恒久化法」（国際平和支援法）です。最大の問題は、テロ対策特別措置法（01年）やイラク特別措置法（03年）にあった「非戦闘地域」という歯止めを外すことです。この歯止めが外されると、自衛隊は戦闘を行使します。すると、日本から「先制攻撃」を受けた「敵国」は、ゲリラ攻撃やテロ攻撃を含む反撃をしてくるでしょう。その反撃に備えるために、自治体や住民を巻き込んでの陣地の構築や住民避難が必要になる。そのために、地方自治体や民間企業を組み込んで国民にも協力の責務を負わせ、国民を総動員しようというのが有事法制よわ民間めが

グレーゾーンとは

有事と平時の「液状化」

平時でも有事でもない事態（グレーゾーン事態）が生じやすく、これによって重大な事態になりかねない。だからグレーゾーン事態への切れ目のない十分な対応を確保するための態勢整備が必要だというのが政府の説明です。

想定されているのは尖閣諸島への「武装民兵」の上陸などです。これは本来、警察力で対応するべきものです。「さらに重大な事態（軍事・戦争の領域の事態）」と連続する可能性があるという口実で、はっきりと区別されるべき有事と平時の境界を「液状化」することで自衛隊の早期投入を図ろうとしています。

国民は関係ないのか

巻き込まれる危険拡大

有事法制が拡張され、国民を巻き込む危険も拡大します。戦争法案では、日本が武力攻撃を受けなければ発動できなかった有事法制を、米国などへの武力攻撃でも発動できるようにします。これが集団的自衛権の行使です。

米国が戦争に突入すると、日本は「存立危険事態」を認定して戦争態勢に入り、自衛隊は米国の敵に武力を行使します。

中国が怖いのですが

軍事的対応の口実に

中国が軍事的・経済的な影響力を拡大しているのは確かです。

いま、日本に問われているのはその中国に対して軍事的に対峙して国を守ろうとするのか、経済力や文化協力で平和をつくるのか、です。安全保障戦略の再編は、中国脅威論を背景にして日本の軍事力を強め、日米軍事同盟を強化して米国を巻き込み、米国とともに中国と軍事的に対抗しようというところから出てきています。

そのために、集団的自衛権行使や海外派兵の拡大、米軍防護などで米国に最大限の「サービス」をする見返りに、尖閣諸島などの日中トラブルに米国を引き込む「バーター（物々交換）取引」を仕掛けているのです。

今、求められるのは

恒久平和主義の発展を

アフガニスタン戦争・イラク戦争の時、当時の小泉政権は「テロとの戦争」を叫ぶ米国・ブッシュ政権に追随し、国民の反対を押し切ってテロ特措法やイラク特措法、有事法制を強行しました。

軍事力で平和と秩序を強要しようとした「テロとの戦争」の結末が今に至る暴力の連鎖、紛争の拡大につながったことは、誰の目にも明らかになりました。

世界はいま、軍事力に頼らない平和な道を進もうとしています。その道は日本国憲法が宣言した恒久平和主義を発展させるものです。

「積極的平和主義」の名の下に「軍事大国」の道に進むことなどあってはなりません。

衆議院議長　殿
参議院議長　殿

「戦争立法」に反対し、憲法9条を守り生かすことを求める請願署名

年　月　日

[請願趣旨]

安倍政権は、集団的自衛権行使容認を柱とした「閣議決定」（2014年7月1日）を具体化するための戦争法案を今国会で成立させようとしています。

その中身は、①アメリカが世界のどこででも戦争をはじめたら、自衛隊が「戦闘地域」にまで行って軍事支援をする、②日本が武力で攻撃されなくても、ときの政権の判断で集団的自衛権を発動し、米国の先制攻撃の戦争にも参戦する、というものです。米国のあらゆる戦争に自衛隊を参戦させ、日本を「海外で戦争する国」にするための立法にほかならず、日本国憲法に違反するものです。

憲法前文と第9条の平和理想を生かし、平和外交を働きかけることが私たち日本国民の責任です。「平和でこそ商売繁栄」との理念から、私たちは、この憲法9条をこわす違憲立法につよく反対し、以下のことを求めます。

[請願事項]

1、「戦争立法」（安保法制）をやめること。

1、日本国憲法第９条を守り、生かすこと。

氏　名	住　所

【取扱団体】全国商工団体連合会

署名用紙は全商連のＨＰよりダウンロードしてご活用ください

法改悪　※10本の現行法をひとまとめ

政府が国会提出した戦争法案

平和安全法制整備法案

①	**武力攻撃事態法**（新設する存立危機事態に対応）
②	**米軍行動関連措置法**（同）
③	**海上輸送規制法**（同）
④	**捕虜取り扱い法**（同）
⑤	**特定公共施設利用法**（米軍以外の外国軍隊も対象に）
⑥	**国家安全保障会議設置法**（存立危機事態なども審議対象に）
⑦	**周辺事態法**（地理的概念をなくし重要影響事態安全確保法として改正）
⑧	**船舶検査活動法**（日本の安全と無関係な事態にも適用）
⑨	**自衛隊法**（存立危機事態の関連規定新設など）
⑩	**PKO協力法**（PKO以外の国際的活動にも参加可能に）

新　法

①	**国際平和支援法案**（外国軍隊支援のため自衛隊を随時派遣可能に）

「戦争法案」反対の声を上げましょう

平和でこそが私たちの原点
長崎県婦協会長
出口俊子さん（65）
＝消防設備

第2次世界大戦の反省の上に立って、日本は憲法9条を掲げて平和の道を歩んできました。だから日本は二度と戦争をしないと思って暮らしてきました。

私は被爆二世です。長崎に原爆が投下された時、看護師だった母は遺体を焼きながら焼け野原を歩き回った時の光景を忘れることができないと苦しんでいました。

平和であることが私たちの原点。だから、被爆地に生きる業者婦人として「戦争する国」づくりを許すことはできません。日本の自衛隊が武器を持って海外に出て行って戦争に参加する。それは何としてもやめさせたい。

武力によって平和築けない
神奈川・大和民商会長
阿部實さん（67）
＝畳店

米国が「テロ根絶」を掲げてたたかったアフガニスタン戦争や、イラク戦争によって平和を築くことができたでしょうか。

厚木基地からは連日米軍機が飛び立ち、密集した住宅地の上を、爆音をとどろかせながら低空飛行しています。

大和市では1964年に米軍機が舘野鉄工所に墜落し、5人が亡くなりました。

安倍政権は「戦争法案」を成立させて米国との軍事同盟を強化しようとしています。

日本の自衛隊が武器を持って、米国が引き起こす戦争に参加できるようにする「戦争法案」には絶対反対です。